

## ペット飼育細則

パーク上尾団地建物所有者は、パーク上尾居住者の共同の利益を守り、快適な共同生活を維持するため、パーク上尾団地管理規約第18条、パーク上尾団地使用細則第3条第4)号に基づき、犬、猫等の動物（以下「ペット」という。）の飼育に関し、次のとおりペット飼育細則（以下「本細則」という。）を定める。

### （飼育の限度）

第1条 本団地で飼育を認められるペットは、犬、猫等とし、原則として体長（哺乳類の場合は胸骨端から座骨端まで）70cm以下に限定する。

- 2、飼育できるペットの頭数は、一住戸三匹を限度とする。
- 3、前2項については、2006年5月28日現在飼育する一代に限り適用しないものとする。
- 4、本団地では、以下の動物は飼育できないものとする。
  - 1) 別表に掲げる特定動物
  - 2) 人の身体に危害を加えたことのある動物
  - 3) 人に伝染する恐れのある有害な病原体に汚染されている動物
  - 4) 毒を有する動物
  - 5) 他の居住者に不快感を催させる動物

### （飼育の届出）

第2条 ペットの飼育を希望する者（以下「飼育者」という。）は、別に定める用紙により、理事長に飼育の届出をしなければならない。

- 1) 届け出書類は、毎年提出する。
- 2) ペットが死亡した場合、また新たに飼育する場合などの異動が生じた時には、その都度届出を必要とする。

### （提出書類）

第3条 飼育の届出に際しては、次の書類を提出しなければならない。

- 1) 飼育届出書
- 2) 誓約書
- 3) 犬の場合は法に定められた予防注射および登録が確実に行われていることを証する書類

### （飼育の明示）

第4条 飼育者は、別に管理組合が発行するラベルを玄関に貼付し、また犬については保健所が交付するラベルも合わせて貼付し、ペットを飼育していることを明示しなければならない。

(予防注射等)

第 5 条 飼育を許可された者は、毎年、ペットに応じて、関係諸法令で定められた予防注射及び登録を確実にし、獣医師による定期的な健康診断を年1回以上受けなければならない。

2、 前項のほか、犬、猫の場合には、排泄物の検査を受けるようにしなければならない。

3、 健康診断及び排泄物の検査の結果、人又は他の動物に感染するおそれのある病気が発見されたとき、飼育者は、伝染のおそれなくなるまで、獣医師等に預ける等適切な措置をとらなければならない。

(報告)

第 6 条 理事長は、必要に応じ、前条の予防注射及び登録並びに健康診断及び排泄物の検査の結果について、文書で報告を求めることができる。

(遵守事項)

第 7 条 飼育者は、通常の良い常識ある飼育に努めるとともに、次の行為を厳守しなければならない。

1) 専有部分における飼育に限定されること。

2) バルコニー・廊下等共用部分及び駐車場や植栽帯の団地敷地内で飼育、給餌、排泄、ブラッシング、抜け毛等の処理等をしないこと。  
尚、団地敷地内で野良犬、野良猫等への給餌はしてはならない。

3) エレベーター、廊下等の共用部分等においては、ペットを必ず抱きかかえるか、ケージに入れて運ぶこと。

4) エレベーターを使用するときは、同乗者の了解を得て使用すること。

5) 団地の共用庭等の土地で、ペットを遊ばせないことのほか、偶発的な粗相（排尿、排便）は他の迷惑とならないように始末し団地内を清潔に保つこと。

6) 窓を開けたまま、室内でブラッシングをしないこと。

7) 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声などに十分注意をすること。

(飼育者の責任)

第 8 条 飼育者は、他の居住者とのトラブルに対して責任を負わなければならない。

2、 ペットによる汚損、破損、障害などが発生した場合は、理由の如何を問わず飼育者は全責任を負わなければならない。

(理事長の勧告等)

第 9 条 飼育者が、この細則に違反した場合、理事長は、その是正等のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

(飼育の禁止)

第 10 条 飼育者が、前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はペットの飼育を禁止することができる。

(身体障害者補助犬)

第 11 条 居住者が身体障害者補助犬法第 2 条で規定する身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を飼育する場合、使用者証の写しを添付の上理事長に届け出るものとする。

2、 補助犬については、本細則第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条の 1）、2）、4）、5）、6）、7）号、第 8 条、第 9 条を適用する。

## 附 則

(細則の発効)

第 1 条 本細則は 2006 年 5 月 28 日から効力を生じる。

(細則の改正)

改訂 2012 年 5 月 28 日

第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。

別表（第1条第4項第1）号関係） 特定動物の範囲

|             | 区 分      | 特 定 動 物                                                                                                                |
|-------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ほ<br>乳<br>類 | ぞう類      | ぞう科全種                                                                                                                  |
|             | くま類      | くま科全種                                                                                                                  |
|             | 大型のねこ類   | ライオン、とら、ひょう、チーター、ピューマ、ジャガー、ゆきひょう、うんぴょう                                                                                 |
|             | 中型以下のねこ類 | ゴールデンキャット、オセロット、マーゲイ、ベンガルやまねこ、すなどりねこ、ばんぱすやまねこ、ジャガランディー、マーブルキャット、ぼるねおやまねこ、コードコド、あんですやまねこ、ボブキャット、おおやまねこサーベル、カラカル、まぬるやまねこ |
|             | ハイエナ類    | ブチハイエナ、カッシュクハイエナ、シマハイエナ、アードウルフ                                                                                         |
|             | おおかみ類    | ディンゴ、コヨーテ、ジャッカル、おおかみ、たてがみおおかみ、ドール、リカオン                                                                                 |
|             | 大型のさる類   | オランウータン、チンパンジー、ゴリラ                                                                                                     |
|             | 中型のさる類   | おながざる科全種、ゲレザ科全種、てながざる科全種                                                                                               |
| 鳥<br>類      | わしたか類    | くまたか、えぼしくまたか、あふりかくまたか、おうぎわし、ごまばらわし、いぬわし、おじろわし、くろはげわし、しろえりはげわし、えじふとはげわし、こしじろはげわし、みみはげわし、みみひだはげわし、ひげわし                   |
| は<br>虫<br>類 | わに類      | クロコダイル科全種、アリゲーター科全種、ガビアル                                                                                               |
|             | どくとかげ類   | あめりかどくとかげ、めきしこどくとかげ                                                                                                    |
|             | へび類      | へび科の有毒へび全種、くさりへび科全種、コブラ科全種、あみめにしきへび、いんどにしきへび、あふりかにしきへび、あめじすとにしきへび、アナコンダ                                                |

## 飼育届出書

パーク上尾団地管理組合  
理事長 殿

20 年 月 日

氏名 号室 印

私は下記を飼育したいので、ペット飼育細則に従い必要書類を添付の上提出します。

|         |          |
|---------|----------|
| 種 類     | _____    |
| 名 前     | _____    |
| 性 別     | _____    |
| 生後年月数   | _____    |
| 大きさ（重さ） | _____    |
| 色       | _____    |
| 登録年月日   | 20 年 月 日 |
| 登録番号    | _____    |
| 予防注射年月日 | 20 年 月 日 |
| 排泄物検査結果 | _____    |

（写真貼付欄）

\* 最近 1 か月以内のものを貼ること。また、子どもの場合は成長後に再度写真を提出すること。

## 誓 約 書

パーク上尾団地管理組合  
理事長 殿

20 年 月 日

号室

氏名

印

私はペットの飼育に当たっては、法定事項およびペット飼育細則を遵守し、他に危害、迷惑をかけません。万一違反した場合はペット飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います。

以上